

許可番号第05870001314号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

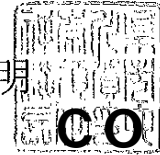
住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス

代表取締役 本田 雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上 地 克 明



許 可 の 年 月 日 令和 5 年 3 月 3 日

許 可 の 有 効 期 限 令和10年 3 月 2 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処理（中和、無害化、洗浄）

(2) 処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類別紙のとおり。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別紙のとおり。

3. 許可の条件

(1) 保管を行う場所に関する事項

別紙のとおり。

(2) 作業場所内で、中間処理施設が稼動する範囲を変更する場合は、事前に報告すること。

(3) 廃棄物の搬出入等については、周辺的生活環境に支障が生じないように実施すること。

(4) 廃棄物の処分に当たっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 3 月 3 日 許可の更新

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・

処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

○中和に係るもの

- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

○無害化に係るもの

- ・ 特定有害産業廃棄物 (金属等の詳細は別紙別表のとおり。)
鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ

○洗浄に係るもの

- ・ 特定有害産業廃棄物 (金属等の詳細は別紙別表のとおり。)
ばいじん、燃え殻

事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：中和施設

施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号
設置年月日：平成8年12月15日
処理能力：2.24 m³/日 (8時間)

(2) 施設の種類：無害化施設

施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号
設置年月日：平成8年12月15日
処理能力：2.16 m³/日 (8時間)

(3) 施設の種類：洗浄施設 (洗浄作業は施設内に限る)

施設場所：横須賀市内川二丁目5番50号
設置年月日：平成16年4月30日
処理能力：9 t/日 (8時間)

許可の条件

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

①所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：2.5 m²

保管する特別：中和に係る廃酸、廃アルカリ及び無害化に係る鉍さい、ばいじん、
管理産業廃棄物 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ

物の種類

面積：2.5 m²

保管上限：1.51 m³

積上げ高さ：—

②所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：40 m^2

保管する特別：洗浄に係るばいじん、燃え殻

管理産業廃棄

物の種類

保管上限：120 m^3

積上げ高さ：3m

③所在地：横須賀市内川二丁目5番50号

面積：7.7 m^2

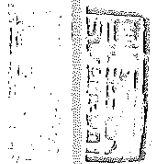
保管する特別：洗浄に係るばいじん、燃え殻

管理産業廃棄

物の種類

保管上限：9 m^3 （洗浄水受けタンク6 m^3 、洗浄水運搬用タンク3 m^3 ）

積上げ高さ：-



無害化に係るもの

別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

特定有害産業廃棄物名		鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
金属等の名称								
1	水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
3	鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
4	有機燐化合物					—	—	—
5	六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
6	砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
7	シアン化合物					—	—	—
8	PCB					—	—	—
9	トリクロロエチレン				—	—	—	—
10	テトラクロロエチレン				—	—	—	—
11	ジクロロメタン				—	—	—	—
12	四塩化炭素				—	—	—	—
13	1, 2-ジクロロエタン				—	—	—	—
14	1, 1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
16	1, 1, 1-トリクロロエタン				—	—	—	—
17	1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
18	1, 3-ジクロロプロペン				—	—	—	—
19	チウラム					—	—	—
20	シマジン					—	—	—
21	チオベンカルブ					—	—	—
22	ベンゼン				—	—	—	—
23	セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
24	1, 4-ジオキサン		—		—	—	—	—
25	ダイオキシン類		—	—		—	—	—

※ 取扱うことのできるものは「○」で表示してあります

洗浄に係るもの

別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

特定有害産業廃棄物名		鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
金属等の名称								
1	水銀又はその化合物	—	○			—	—	—
2	カドミウム又はその化合物	—	○	○		—	—	—
3	鉛又はその化合物	—	○	○		—	—	—
4	有機燐化合物					—	—	—
5	六価クロム化合物	—	○	○		—	—	—
6	砒素又はその化合物	—	○	○		—	—	—
7	シアン化合物					—	—	—
8	PCB					—	—	—
9	トリクロロエチレン				—	—	—	—
10	テトラクロロエチレン				—	—	—	—
11	ジクロロメタン				—	—	—	—
12	四塩化炭素				—	—	—	—
13	1, 2-ジクロロエタン				—	—	—	—
14	1, 1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
16	1, 1, 1-トリクロロエタン				—	—	—	—
17	1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
18	1, 3-ジクロロプロペン				—	—	—	—
19	チウラム					—	—	—
20	シマジン					—	—	—
21	チオベンカルブ					—	—	—
22	ベンゼン				—	—	—	—
23	セレン又はその化合物	—	○	○		—	—	—
24	1, 4-ジオキサン		—		—	—	—	—
25	ダイオキシン類		○	○				

※ 取扱うことのできるものは「○」で表示してあります